

災害への備え できていますか!?

地震の被害や台風、豪雨での洪水、河川の氾濫、浸水や土砂崩れ。さらに山林火災など多くの自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。

これらの災害に対する備えや被害を最小限に抑えるための行動など、家族で話し合い、今すぐ！整えておくことが重要です。

被災する前に やっておくこと

- 災害への備え。
 - ・非常用持ち出し袋の準備。目安は最低3日分、できれば1週間分。
 - ・水、非常食、衣類、ラジオや懐中電灯、赤ちゃん、子供や女性、高齢者に必要なものなど。
 - ・家具や家電の固定、転倒防止の用具や粘着マットなどを活用する。
 - ・家の周りの点検、耐震診断を受ける。必要なら補強する。
 - ・停電対策として、携帯バッテリーやポータブル電源と折り畳み式ソーラーパネルなど備えておく。
 - ・トイレ用品は、簡易トイレ5～6回分×人数分×7日分。
- 家族の安否確認の方法を決める。
 - ・災害発生時の集合場所や連絡手段を決めておく。
 - ・災害伝言ダイヤル(171)や「災害用伝言版」の使い方の練習をする。
- 日常的にできる備え。
 - ・気象庁や自治体などの防災情報(ハザードマップも含めて)を定期的にチェックする。
 - ・警戒レベルに応じて行動ができるように、家族で練習する。
 - ・日頃から近所付き合いをしておくことで、いざという時の助け合いもスムーズになります。

住まいが被災した場合の被害の認定

- 災害対策基本法では市町村長は、災害が発生し被災者から申し出があれば、遅滞なく被害状況を調査して、災害による被害の程度を証明する書面「罹災証明書」を交付しなければならないことになっています。



ファイナンシャル・プランナー

F.P. にゆうす

住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害

判定基準	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用方針R8年改正(抜粋)」を基に作成。

- 被害状況を撮影する場合の注意する点。
 - ・建物の外観は4方向から撮ります。
 - ・内観は被災した部屋ごとの全景。被害箇所は、被害程度が分かるように、システムキッチン、家電、自動車、物置や農機具なども被害があれば撮っておきましょう。
 - ・浸水被害の場合、高さが分かるようにメジャーなどをあてて撮ります。

※撮影方法詳細：政府広報
(<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg22018.html>)

生活再建のための被災者支援策

- 罹災証明書は、色々な被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されます。
 - 例えば、被災者生活支援金や義援金の給付、住宅再建のために融資を受ける。税金や社会保険料、公共料金の減免、猶予。また、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度など被災者が必要なものを現物で受け取ることもできます。

まとめ

- 災害の程度により、国・県や市町村独自の給付などの支援制度があります。知っておくことで生活再建アップにつながります。
 - また、半壊以上にならないと支援策が使えない場合もあるので、加入している火災保険、地震保険や自然災害共済などの補償内容と補填される金額なども確認しておくことも、今すぐできる災害の備えのひとつです。

学習会の希望の場合は3人以上でお申し込みください。



今月の担当
ファイナンシャル・プランナー
くげ かおる
久下 香

